

長浜バイオインキュベーションセンター内チャレンジルーム 利用規約

第1条（趣旨・目的）

この規約は、長浜バイオインキュベーションセンター（以下、NBIC という。）に設置するチャレンジルーム（以下、当 CR という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものである。

- 2 当 CR には、植物工場システム実験設備を設置し、企業や大学、個人に貸し出し、新事業や起業への取り組みを促進させることで、地域産業の振興を促進することおよび NBIC への新規入居を促すことを目的とする。

第2条（設置の根拠）

当 CR は、一般社団法人バイオビジネス創出研究会（以下、ABBC という。）が長浜市との間に締結する NBIC の指定管理に係る基本協定に基づき設置するものである。

第3条（利用申込み要件）

当 CR を利用しようとする者（以下、利用申込者という。）は、第1条の目的に沿って、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する個人、法人または法人格のない団体を構成するものであること。
 - ア 一定の技術を有し、研究開発成果の企業化、事業化を積極的に行うもの
 - イ 長浜市の産業振興に資する研究を行うもの
 - ウ 植物工場による新事業創出を目指すもの
 - エ その他、利用審査会において必要と認めるもの
- (2) 当 CR で行う研究は、今般 植物工場システム実験設備を利用して行うものであること。
- (3) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対し、十分な公害防止対策が可能なものであること。
- (4) 研究内容等が各種法令等に抵触せず、当 CR の構造上、設備上問題なく利用できるものであること。
- (5) 反社会的勢力でないこと。

第4条（利用申込み）

利用申込者は、ABBC が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、下記必要書類を添付し、当 CR の利用を申し込むものとする。

- (1) チャレンジルーム利用申込書（様式第1号）
 - (2) 研究概要及び計画書（様式第2号）
 - (3) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書（様式第3号）
 - (4) 法人概要がわかる資料やパンフレット等（法人の場合）
 - (5) 公の機関が発行する身分を証明する書類で写真付きのもの（個人の場合）
 - (6) 直近2期分の決算書（法人の場合）
- 2 利用の申込みを行なったものは本規約に同意したものとみなす。
 - 3 ABBC は、前1項の利用申込書を受理したときは、利用許可審査会を経て、利用の可否を決定し、許可する場合はチャレンジルーム利用許可書（様式第4号）を、許可しない場合はチャレンジルーム利

用不許可書（様式第5号）により、当該利用申込者に通知するものとする。

4 以下に該当するものは当 CR を利用できない。

(1) 以下に該当する事業を行っている場合、または行おうとしている場合

- ア 法令に反する事業および反するおそれのある事業
- イ 公序良俗に反すると当法人が判断した事業
- ウ 情報商材の販売にかかわる事業
- エ 性風俗関連の事業
- オ 暴力団関係およびそれに関する事業
- カ 政治活動および宗教活動
- キ マルチ商法およびそれに関連するおそれのある事業
- ク その他、当法人が不相当と認める事業

(2) その他以下のいずれかに該当する場合

- ア 必要な資料を提出しない場合
- イ 本規約その他、当 CR の利用に関する諸規定、及び当 CR の利用に関し、ABBC が行う適法な指示に従わない場合
- ウ 第 6 条に規定する利用料金を支払わない場合及び支払わないおそれがあると ABBC が認める場合

5 前 5 項の規定は、当 CR の利用を許可された者に係る NBIC の利用についても適用する。

6 利用許可審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 条（利用期間）

当 CR の利用許可期間は、月単位、最長 1 年とする。

- 2 利用開始月から最長 1 年までは、利用許可審査会を実施せずに延長を可能とする。ただし、その際は利用許可期日の 1 週間前までに ABBC に利用延長申請書（様式第 6 号）を提出するものとする。
- 3 利用開始月から 1 年を超えて利用延長しようとするときは、利用許可の際に示された利用許可期間の終期の 3 カ月前までに、利用延長申請書（様式第 6 号）により利用の延長を申請しなければならない。
- 4 ABBC は、前項の利用延長申請を受理したときは、第 4 条 3 項の例により、延長利用の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。
- 5 当 CR の利用は、最初の利用許可書に示された利用の始期から起算して 2 年を経過する日までを限度とする。

第 6 条（利用料金）

当 CR の利用を許可された者（以下、利用者という。）は、当 CR の利用料金として、月額 120,000 円（消費税別）を支払わなくてはならない。複数の企業等で利用する場合は、代表機関が支払うものとする。

- 2 利用者は、利用の有無にかかわらず、利用料金を支払わなくてはならない。ただし、利用開始日が属する月分に限り、当該月の利用期間が 15 日に満たない場合で、やむを得ない理由があると認められるときは、月額料金を半額にすることができる。
- 3 利用者は、当該月分の利用料金を前月の末日までに、現金又は ABBC が指定する口座への振込み方

法により支払わなくてはならない。この場合において、支払いに要する費用は、利用者が負担しなければならない。

4 利用料金の支払いは、月払いとする。

5 既納の利用料金は返還しない。但し、年度払いで利用料金を支払った場合で、利用しないことについて、やむを得ない理由があると認めるときの既納利用料金の取り扱いについては、次の各号の通りとする。

- (1) 支払った利用料金に係る利用期間の開始前に当施設の返還を申し出たときは全額返還できる。
- (2) 利用を開始したのちに、利用中止を申し出た場合は、利用中止を申し出た月から3カ月分の利用料金は返還しない。

第7条（光熱水料金）

当 CR にかかる電気・ガス・水道料金は利用者が負担しなければならない。

2 電気・ガス・水道料金の使用料は、ABBC の請求書に基づき、1ヶ月分を翌月末までに支払うものとする。

第8条（付属設備）

当 CR には次の設備が付属しており、利用者は無償で使用することができる。

- (1) フレキシブル植物工場3基（LED波長3種）
- (2) 作業機（育苗棚、ばんじゅう、電子天秤）
- (3) シンク（洗浄、液肥用ホース）

2 設備を使用して研究を行う際に必要な消耗品は利用者が用意するものとする。

第9条（機器等の持ち込み）

利用者は研究を行うにあたり必要な機器等を当 CR に持ち込むことができる。

2 床や壁などを破損する恐れのある機器等を持ち込む場合は事前に ABBC の許可を得なければならない。

第10条（利用時間）

利用者は、当 CR をいつでも利用することができる。

第11条（事務局の営業時間）

NBIC 事務局の営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝休日は営業しないものとする。

2 前項に規定する場合のほか、必要に応じ、営業日又は営業時間を変更することができる。

第12条（商談室の利用）

利用者は、NBIC 内の商談室①および商談室②を利用することができる。

2 商談室を利用しようとするものは、利用しようとする日の1カ月前の日以後に、所定の手続きによ

り申し込まなければならない。

3 商談室の利用時間は、1回につき3時間までとする。

第13条（駐車場）

当CRの利用者は、ABBCが指定するNBIC駐車区画を利用するものとする。

第14条（セキュリティカード）

利用者には、セキュリティカードを貸与する。セキュリティカードの貸与は最大5枚とする。

2 セキュリティカードに関し、以下の各号に定める行為を行ってはいけない。

(1) 第三者に貸与、譲渡および担保に供する等、セキュリティカードの占有を第三者に移転すること。

(2) 複製すること

(3) 偽造、改造、変造すること

3 セキュリティカードを紛失または破損した場合は、直ちにABBCに連絡すること。

4 セキュリティカードの紛失または破損等により、セキュリティカードの再発行が必要な場合は、2,000円（税別）／枚をABBCへ支払わなくてはならない。

第15条（研究内容の変更）

当CRで行う研究内容を変更するときは、研究内容変更届（様式第7号）を提出し許可を得なければならない。

2 ABBCは、研究内容変更届を受理したときは、利用許可審査会を経て、研究内容変更の可否を決定する。

第16条（利用者情報）

利用者情報に以下のいずれかに該当する変更が生じた場合、速やかにABBCが定める方法により、ABBCへ報告しなければならない。

(1) 住所、氏名、連絡先に変更があったとき

(2) 登記事項に変更があったとき

(3) 営業譲渡、会社の組織変更、解散、営業停止等があったとき、またそのおそれがあるとき

2 利用者情報の変更をABBCへ届け出なかったことに起因する損害が生じた場合、ABBCは賠償の責を負わない。

3 利用者は、前1項の規定による届け出を怠ったことにより、ABBCに損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

第17条（利用の制限）

利用者は、次の各号のいずれかに該当し、ABBCにおいて当CRの利用を制限する必要があると認めるときは、ABBCの指示に従わなければならない。

(1) 建物設備の保守・点検・修理等を行う場合

- (2) 火災・停電・漏電事故等により当施設又はサービスの利用が不相当と認められる場合
- (3) 自然災害、その他不可抗力事由により当施設又はサービスの利用が不相当と認められる場合
- (4) その他、当施設又はサービスの利用を停止せざるを得ないと認められる場合

2 利用者は、前項の規定により当ラボの利用を制限したことで生じた損害の賠償を ABBC に請求することができない。

第 18 条（禁止事項）

利用者は、以下に定める行為を行ってはならない。以下のいずれかに該当する行為を行い、ABBC および他の NBIC 利用者、その他第三者に損害を及ぼした場合、その損害の全額を賠償する義務を負わなければならない。

- (1) 共有スペースを占有すること
- (2) 当 CR を ABBC の許可なく改造すること
- (3) 当 CR の全部または一部を第三者に転貸すること
- (4) ABBC の許可を得ないで、当 CR および NBIC に生き物の持ち込み、飼育すること
- (5) 危険物、その他他人の迷惑となる物品を持ち込むこと
- (6) 法令または公序良俗に反する行為をすること
- (7) 当 CR および NBIC の施設内での喫煙、騒音、その他当施設の円滑な運営、秩序の維持・保全を害すること
- (8) NBIC 利用者の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害すること
- (9) 衛生面を損なうこと
- (10) 宗教やマルチ商法、および保険商品その他当法人が不相当と認める勧誘行為をすること
- (11) NBIC 利用者および ABBC の職員等に対し暴力的な言動を行うこと
- (12) その他、ABBC が不相当と認める行為を行うこと

2 ABBC は、利用者が前項の規定に違反していると認めるときは、警告を発し、当該行為の中止を求めることができるとともに、第 19 条に定めるところにより、利用許可を取り消すことができる。

3 利用者は、前 1 項の規定に違反し、NBIC の他の利用者その他第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

第 19 条（利用許可の取消）

利用者が以下に定める事項に該当する事情が生じた場合、ABBC は利用者に事前通知することなく、直ちに利用許可を取り消すことができる。

- (1) 本規約に定める事項に違反した場合
- (2) 提出された本人確認書類が真正なものでないと認められる場合
- (3) 反社会的勢力であることが認められる場合
- (3) 利用料金の支払いを 1 ヶ月以上遅延した場合
- (4) 公序良俗に反する行為があったと認められる場合
- (5) 利用者について刑事手続きが開始された場合
- (6) その他、ABBC が当 CR の利用者として不適切と判断した場合

- 2 前項の規定により利用許可を取り消したときは、既納の利用料金は返納しない。
- 3 第1項の規定による利用許可の取り消しにより、利用者または第三者に損害が生じた場合においても、ABBCは賠償の責を負わない。

第20条（解約）

利用者が利用許可期間中に利用の終了を希望する場合、当該利用終了希望日の3カ月前までに、ABBCに通知しなければならない。

第21条（損害賠償）

利用者は、故意または過失によって当ラボおよびNBIC内の設備および備品等を破壊・破損・汚損等した場合は、利用者は直ちにその事実を当法人へ報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

第22条（貴重品・機密情報）

利用者は、自己の責任において貴重品及び機密情報等を管理しなければならないものとし、その受けた損害については、ABBCは賠償の責を負わない。

第23条（原状回復）

利用者は、当CRの利用が終了したとき及び利用許可が取り消されたときは、利用者が当CR内に設置した機器および備品等を利用者の責任において撤収し、当CRを原状に回復してABBCに引き渡さなければならない。

- 2 利用の終了または利用許可が取り消された後1週間を経過してもなお当CR内に残置されている物品等は、所有権が放棄されたものとみなし、ABBCにおいて処分することができる。

第24条（個人情報）

ABBC及び利用者は、当CRの利用に関し知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。利用終了後又は利用許可取り消し後もまた同様とする。

第25条（規約の変更）

本規約は予告なく変更される場合がある。

- 2 ABBCは、本規約が変更されたときは、速やかに利用者に通知するものとする。

第26条（その他）

本規約に定める事項のほか、必要な事項については、別に定める。

（附則）

本規約は、令和2年4月1日から施行する。